

地域用水環境整備事業（拡充） ～小水力発電施設整備等の追加～

【2, 201（2, 199）百万円】

対策のポイント

農業水利施設を活用した小水力発電施設整備等の追加により、農村地域における自然エネルギーへの転換及び低炭素社会づくりを推進します。

（農業用水の未利用水力エネルギー）

- ・ 既設の農業用ダム、農業用水路の未利用エネルギーは約8. 8万kW
（（財）新エネルギー財団調べ）
- ・ 一般家庭約9. 5万戸分の電力に相当するものと試算

政策目標

農業水利施設の持つ自然エネルギーの効率的な活用により、土地改良施設の維持管理費の節減及びCO₂排出削減による低炭素社会づくりを推進

<拡充内容>

近年のCO₂削減に対する世界的要請等の社会情勢を背景に、農業生産における自然エネルギーへの転換は、農業の体質強化及び社会情勢に応える有効な手法です。

このことから、農業用水の水力エネルギーを活用した小水力発電施設の導入を支援するため、地域用水環境整備事業に以下の内容を追加します。

- ① 施設整備
農業水利施設を活用した小水力発電施設の新設、更新を行います。
- ② 導入支援
発電施設設置に係る経済性の検討を行います。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県
市町村、土地改良区（統合補助金）
（ただし、導入支援については都道府県に限る。）
2. 補助率 農林水産省、北海道、離島50%、奄美52%、
沖縄2/3
3. 事業実施期間 平成21年度～
（ただし、導入支援については平成25年度まで）

【担当】 農村振興局水資源課
石川・畠山（03）3502-6246（直）

地域用水環境整備事業（歴史的施設保全事業）（拡充）

【131（13）百万円】

対策のポイント

従来から対応している歴史的価値のある農業水利施設の維持保全等に加え、歴史まちづくり法で位置づけのある施設に対する修復等を行うことにより、歴史的風致を形成する農業水利施設の維持保全を図ります。

（歴史まちづくり法）

文部科学省、国土交通省及び農林水産省の共管により「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下、「歴史まちづくり法」という。）が平成20年5月に公布され、歴史的まちなみ等の維持保全への国の努力義務が規定されています。

政策目標

歴史的風致を形成する施設の修復等を行い、地域のもつ伝統、文化の継承を図るとともに地域の活性化及び農村振興を推進

<拡充内容>

文化財の指定、登録を受けている末端支配面積20ha以上の農業水利施設を対象とした修復などの現行制度に以下の採択要件を加え、歴史的風致を形成する農業水利施設の維持保全を図ります。

[採択要件]

- ① 歴史まちづくり法の歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下、「維持向上計画」という。）で位置づけされた農業水利施設を対象とします。
- ② 一連の群として関連性を持って文化財又は歴史まちづくり法の維持向上計画に指定等された複数の施設の末端支配面積の合計が20ha以上あれば事業対象とします。
- ③ 上記①、②の対象施設となる農業水利施設の整備と一体となって実施する維持補修技術の習得等を追加します。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県
市町村、土地改良区（統合補助事業）
（ただし、維持向上計画で位置づけされた施設を対象とする場合は、都道府県、市町村に限る。）
2. 補助率 50%（ただし、沖縄にあつては75%）
3. 事業実施期間 平成21年度～（ただし、③の維持補修技術の習得等については、1地区最大3年間の実施）

【担当】農村振興局水資源課

石川・畠山（03）3502-6246（直）